

令和7年12月4日

気候危機対策会議

(令和7年度 第2回)

議題

- 1 世田谷区の自治体間連携を活用した環境施策等の推進に関する方針(案)について
- 2 その他

【事務局】環境政策部環境政策課

令和7年12月4日
環境政策部

自治体間連携を活用した環境政策等の推進に関する方針（案）について

1. 主旨

世田谷区と自然エネルギー活用を通じた連携など環境政策に関する協定を締結した自治体（以下「連携自治体」という。）の自然資本を活用し、持続可能な森林資源の活用と、区民を対象とした体験事業や交流事業により環境保全の意識醸成を図るため、「自治体間連携を活用した環境政策等の推進に関する方針」を策定する。

2. 背景

世田谷区では、平成29年度に群馬県川場村を皮切りに、青森県弘前市、長野県企業局、新潟県十日町市及び津南町の5自治体より再生可能エネルギー電力を世田谷区の家庭や事業所、公共施設への供給を図ってきた。この連携に基づき、これまで発電所ツアーや地域產品の区内販売等、交流事業を実施してきた。

国は、パリ協定における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年に森林環境税及び森林環境譲与税を創設した。使途は「間伐等の『森林の整備に関する施策』と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の『森林の整備の促進に関する施策』に充てること」とされている。

世田谷区の令和6年度決算では、歳入は107百万円、歳出は川場村移動教室等に75百万円、13百万円を気候危機対策基金に積み立てている。なお、川場村移動教室等は森林環境税・譲与税の創設以前より実施している事業であり、国産木材の利用などの新たな森林環境税・譲与税の有効活用が求められるところである。連携自治体との交流・連携の促進および国産木材の活用促進を図るため、本方針を策定する。

3. 方針（案）

別紙のとおり

4. 対象とする連携自治体（現時点。必要に応じて順次拡大）

- ・群馬県川場村（自然エネルギー活用による発電事業に関する連携・協力協定）
- ・青森県弘前市（自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定）
- ・新潟県十日町市（自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定）
- ・新潟県津南町（自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定）

※長野県企業局とは、今年度中の協定締結を予定している。

5. 方針に基づく取組みについて

（1）環境教育

- ・ 現在、ふるさと交流課で実施している川場村の自然体験事業等に加えて、環境政策部において森林理解を醸成するための区民体験事業等を実施する。
(令和7年度は、新潟県十日町への小学生向け親子ツアーを実施)

(2) 木材の有効利用

- ・ 公共施設の建築や改修等において木材利用や木材活用を図る際に、連携自治体産の木材（以下「地場産材」）の利用を検討する。検討及び府内調整は、環境政策部および施設営繕担当部が行う。
- ・ 環境政策部および施設営繕担当部は、連携自治体の協力のもと、地場産材の活用可能性に関する調査・研究を行う。
- ・ 部分的な木質化（内装など）や木造製品（什器類など）の活用は、環境政策部、施設営繕担当部、教育委員会等が連携し、学校現場等における木育などで地場産材の活用を検討する。
- ・ 新築工事等における木造建築については、予算的な調整や産地との協議、技術的な課題等も想定されるため、調査研究等を踏まえ、長期的な視点から検討を進めていく。
- ・ 木材利用表示については、事業所管が環境政策部及び施設営繕担当部と協議して実施する。

(3) その他

- ・ 森林環境譲与税の充当については、予算要求段階で事業実施所管が環境政策部及び政策経営部と調整し、基金からの繰り入れを行うものとする。

6. 今後の予定

令和7年12月 方針決定

別紙

自治体間連携を活用した環境政策等の推進に関する方針（案）

1 目的

この方針は、世田谷区と自然エネルギー活用を通じた連携など環境政策に関する協定を締結した自治体（以下「連携自治体」という。）の有する自然資本を活用し、区民による様々な体験事業や交流活動を行うことで、自然環境への愛着を深め、環境保全への意識醸成に繋げることを目的とする。

2 取組方針

（1）環境教育

区民が、連携自治体の森林、水源、里山等の自然資本を体験し、森や生物多様性保全の重要性を学ぶ機会を創出する。また、連携自治体が取り組む再生可能エネルギーへの理解を深め、家庭部門の二酸化炭素排出量削減への行動変容を促す。

（2）地場産木材の有効利用

世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、公共建築物等へ国産木材を利用する際は、連携自治体の地場産木材を優先的に利用することで連携自治体の森林保全に寄与する。ただし、必要とする木材の品質条件等に適合しない場合や、供給経路の確保が困難な場合等はこの限りでない。

なお、地場産木材を利用する際は、可能な限り利用者の認識しやすい箇所に産地及び樹種等を表示し、木材利用の促進に関する意識啓発を行うものとする。

（3）市民交流の発展、深化

上記の取組みを複合的に行うことで、連携自治体との市民交流の契機を創出し、区民主体の交流活動が発展、深化するよう努める。

（4）その他

上記の取組みの財源として、森林環境譲与税の充当を優先的に検討する。

附則

この方針は、令和7年 月 日より施行する。